



浦添市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 8 年 10 月 13 日

浦添市長

松本哲也

浦添市規則第 47 号

浦添市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部を改正する規則

浦添市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則（昭和62年規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「様式第1号」を「様式」に改め、同条第2号中「（様式第2号、様式第3号及び様式第4号）」を削る。

第4条中「様式第5号。」を削り、「うえ」を「上」に改め、同条第3号中「（様式第7号）」を削り、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第5条中「様式第9号。」を削り、「うえ」を「上」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 障害児福祉手当（福祉手当）所得状況届

第6条第1項第5号中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

第7条第4号中「特別障害者手当・障害児福祉手当認定通知書（様式第12号。以下「認定通知書」という。）」を「認定通知書」に改める。

第8条第3号中「特別障害者手当・障害児福祉手当認定請求却下通知書（様式第13号。以下「却下通知書」という。）」を「認定請求却下通知書（以下「却下通知書」という。）」に改める。

第10条中「特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当定時所得状況届関係連名簿（様式第14号。以下「連名簿」という。）」を「所得状況関係連名簿（以下「連名簿」という。）」に改め、同条第3号中「特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当支給停止解除通知書（様式第15号。以下「支給停止解除通知書」という。）」を「支給停止解除通知書」に改める。

第11条第3号中「特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当支給停止通知書（様式第16号。以下「支給停止通知書」という。）」を「支給停止通知書」に改める。

第12条第3項第3号中「特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当被災非該当通知書（様式第17号。以下「被災非該当通知書」という。）」を「被災非該当通知書」に改める。

第13条の見出し中「氏名変更届」を「氏名変更」に改め、同条中「特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当受給者氏名住所変更届（様式第18号）」を「記載事項変更届」に改める。

第14条の見出し中「住所変更届」を「住所変更」に改め、同条中「特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当受給者氏名住所変更届（様式第18号）」を「記載事項変更届」に改め、同条各号中「住所変更届」を「記載事項変更届」に改める。

第15条第1項中「特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当資格喪失届（様式第19号。以下「資格喪失届」という。）」を「資格喪失届」に改め、同項第2号中「特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当資格喪失通知書（様式第20号。以下「資格喪失通知書」という。）」を「資格喪失通知書」に改める。

第17条第1項及び第2項中「障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当」を「特別障害者手当等」に改める。

第18条中「障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当」を「特別障害者手当等」に改め、同条第2号中「特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当支給明細書（様式第21号）」を「国制度手当支給明細書」に改め、同号後段を削り、同条第3号中「死亡して後」を「死亡した後」に、「未支払特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当請求書（様式第23号）」を「未支払手当請求書」に改める。

本則に次の1条を加える。

（様式）

第22条 この規則に定めるもののほか必要な様式は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づき国が定める様式とする。

様式第1号を次のように改める。

様式（第3条関係）

特別障害者手当
障害児福祉手当
福祉手当
受 付 処 理 簿

整理 番号	住 所 氏 名	受 付 年月日	返 戻		返戻書 類提出 年月日	処 理 経 過	審査結果	備 考
			年 月 日	事 由				
		・ ・	・ ・		・ ・			
		・ ・	・ ・		・ ・			
		・ ・	・ ・		・ ・			
		・ ・	・ ・		・ ・			
		・ ・	・ ・		・ ・			
		・ ・	・ ・		・ ・			
		・ ・	・ ・		・ ・			
		・ ・	・ ・		・ ・			
		・ ・	・ ・		・ ・			
		・ ・	・ ・		・ ・			

様式第2号から様式第23号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年10月13日から施行する。ただし、第4条及び第5条中「うえ」を「上」に改める改正規定、第6条第1項第5号の改正規定、第17条第1項、同条第2項及び第18条中「障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当」を「特別障害者手当等」に改める改正規定並びに第18条第3号中「死亡して後」を「死亡した後」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

(浦添市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正)

- 3 浦添市規則で定める様式における押印の取扱いの特例に関する規則（平成6年規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表浦添市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則（昭和62年規則第21号）の項を削る。

浦添市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則（昭和62年規則第21号）新旧対照表

現行	改正後（案）
浦添市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則 昭和62年12月28日 規則第21号 注 平成27年12月から改正経過を注記した。 （備付帳簿等） 第3条 福祉事務所の長は、特別障害者手当等について次の帳簿等を備えるものとする。 (1) 関係書類受付処理簿（様式第1号。以下「受付処理簿」という。） (2) 受給者台帳（様式第2号、様式第3号及び様式第4号） (3)～(5) 〔略〕 （特別障害者手当認定請求書の処理） 第4条 特別障害者手当認定請求書（様式第5号。以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次の各書類が完備しているかどうか確認した<u>うえ</u>で受理し、受付処理簿に受理年月日を記入する。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 特別障害者手当所得状況届（様式第7号） (4) <u>口座振替申出書</u>（様式第8号） (5) 〔略〕 （障害児福祉手当認定請求書の処理） 第5条 障害児福祉手当認定請求書（様式第9号。以下「認定請求書」	浦添市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則 昭和62年12月28日 規則第21号 注 平成27年12月から改正経過を注記した。 （備付帳簿等） 第3条 福祉事務所の長は、特別障害者手当等について次の帳簿等を備えるものとする。 (1) 関係書類受付処理簿（様式_____。以下「受付処理簿」という。） (2) 受給者台帳_____ (3)～(5) 〔略〕 （特別障害者手当認定請求書の処理） 第4条 特別障害者手当認定請求書（_____以下「認定請求書」という。）の提出を受けたときは、次の各書類が完備しているかどうか確認した<u>上</u>で受理し、受付処理簿に受理年月日を記入する。 (1)・(2) 〔略〕 (3) 特別障害者手当所得状況届_____ 〔削る〕 (4) 〔略〕 （障害児福祉手当認定請求書の処理） 第5条 障害児福祉手当認定請求書（_____以下「認定請求書」

という。)の提出を受けたときは、次の各書類が完備しているかどうか確認したうえで受理し、受付処理簿に受理年月日を記入する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 障害児福祉手当・福祉手当、所得状況届(様式第11号)

(4)・(5) 〔略〕

(審査)

第6条 特別障害者手当等の受給資格の審査は、提出された書類等に基づき、次の事項について行うこと。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 法第26条の2第1号に規定する身体障害者療護施設又は規則第14条各号に規定する施設への入所の有無及び法第26条の2第3号に規定する病院又は診療所に継続して3月を超える入院の有無(特別障害者手当の場合)

2 〔略〕

第7条 前条の提出書類を審査した結果、受給資格を認定したときは、次により処理するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 特別障害者手当・障害児福祉手当認定通知書(様式第12号。以下「認定通知書」という。)を交付すること。

(5) 〔略〕

(受給資格を認めなかった場合の処理)

第8条 審査の結果、受給資格を認めないと決定したときは、次によ

という。)の提出を受けたときは、次の各書類が完備しているかどうか確認した上で受理し、受付処理簿に受理年月日を記入する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 障害児福祉手当(福祉手当)所得状況届

(4)・(5) 〔略〕

(審査)

第6条 特別障害者手当等の受給資格の審査は、提出された書類等に基づき、次の事項について行うこと。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 法第26条の2第1号に規定する障害者支援施設又は規則第14条各号に規定する施設への入所の有無及び法第26条の2第3号に規定する病院又は診療所に継続して3月を超える入院の有無(特別障害者手当の場合)

2 〔略〕

第7条 前条の提出書類を審査した結果、受給資格を認定したときは、次により処理するものとする。

(1)～(3) 〔略〕

(4) 認定通知書
_____を交付すること。

(5) 〔略〕

(受給資格を認めなかった場合の処理)

第8条 審査の結果、受給資格を認めないと決定したときは、次によ

り処理するものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 特別障害者手当・障害児福祉手当認定請求却下通知書（様式第13号。以下「却下通知書」という。）を請求者等に交付する。

(4) 〔略〕

（現況届の処理）

第10条 規則第5条及び第16条において準用する規則第5条の規定による所得状況届義務については、特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当定時所得状況届関係連名簿（様式第14号。以下「連名簿」という。）を作成し、担当者が課税台帳等の公簿によって確認し、審査の結果、所得制限非該当と決定したときは、次により処理する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 支給停止解除者については、特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当支給停止解除通知書（様式第15号。以下「支給停止解除通知書」という。）を当該受給者に交付すること。

(4) 〔略〕

（支給停止）

第11条 審査の結果、支給停止を決定したときは、次により処理する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 受給者台帳を支給停止簿に編入すると同時に特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当支給停止通知書（様式第16号。以下「支給停止通知書」という。）を当該受給資格者に交付する。

り処理するものとする。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 認定請求却下通知書（以下「却下通知書」という。）
_____を請求者等に交付する。

(4) 〔略〕

（現況届の処理）

第10条 規則第5条及び第16条において準用する規則第5条の規定による所得状況届義務については、所得状況関係連名簿（以下「連名簿」という。）
_____を作成し、担当者が課税台帳等の公簿によって確認し、審査の結果、所得制限非該当と決定したときは、次により処理する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 支給停止解除者については、支給停止解除通知書
_____を当該受給者に交付すること。

(4) 〔略〕

（支給停止）

第11条 審査の結果、支給停止を決定したときは、次により処理する。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 受給者台帳を支給停止簿に編入すると同時に支給停止通知書
_____を当該受給資格者に交付する。

(被災状況書の処理)

第12条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定により審査した結果、法第22条第1項又は法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当しないと決定したときは、次によること。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当被災非該当通知書
(様式第17号。以下「被災非該当通知書」という。)を当該受給資格者に交付すること。

(4) 〔略〕

(氏名変更届の処理)

第13条 規則第7条及び第16条において準用する第7条の規定により特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当受給者氏名住所変更届
(様式第18号)の提出を受けたときは、次により処理すること。

(1)・(2) 〔略〕

(住所変更届の処理)

第14条 規則第8条及び第16条において準用する第8条の規定により特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当受給者氏名住所変更届
(様式第18号)の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 同一の実施機関の所管する区域内における住所変更届の

(被災状況書の処理)

第12条 〔略〕

2 〔略〕

3 第1項の規定により審査した結果、法第22条第1項又は法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当しないと決定したときは、次によること。

(1)・(2) 〔略〕

(3) 被災非該当通知書
_____を当該受給資格者に交付すること。

(4) 〔略〕

(氏名変更 届の処理)

第13条 規則第7条及び第16条において準用する第7条の規定により記載事項変更届
_____の提出を受けたときは、次により処理すること。

(1)・(2) 〔略〕

(住所変更 届の処理)

第14条 規則第8条及び第16条において準用する第8条の規定により記載事項変更届
_____の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 同一の実施機関の所管する区域内における記載事項変更届の

提出を受けたときは、前条の規定の例により処理すること。

- (2) 同一の都道府県が設置する実施機関の所管する区域内における住所変更で、当該受給者の住所地を所管する実施機関の変更を伴う住所変更届の提出を受けたときは、次によること。

ア 旧住所地を所管する実施機関に対し受給者台帳の写しの送付を求めること。

イ 受給者台帳の写しの送付を受けたときは、当該受給者台帳の写しに基づき新たに受給者台帳を作成し、備考欄に旧住所地を所管する実施機関から移管された旨を記入すること。

- (3) 他の都道府県への転出等同一の手当支給の実施機関の区域を超えた住所変更（前号の場合を除く。）に伴う住所変更届の提出を受けたときは、次によること。

ア 転入に伴う住所変更届の提出を受けたとき。

（ア）旧住所地を所管する実施機関に対し、受給者台帳の送付を求めること。

（イ）受給者台帳の写しの送付を受けたときは、当該受給者台帳の写しに基づき、新たに受給者台帳を作成し、備考欄に旧住所地を所管する実施機関から移管された旨を記入すること。

イ 転出に伴う住所変更届の提出を受けたとき。

（ア）受給者台帳の住所欄を訂正するとともに、受給資格喪失欄に所要事項を記入すること。

提出を受けたときは、前条の規定の例により処理すること。

- (2) 同一の都道府県が設置する実施機関の所管する区域内における住所変更で、当該受給者の住所地を所管する実施機関の変更を伴う記載事項変更届の提出を受けたときは、次によること。

ア 旧住所地を所管する実施機関に対し受給者台帳の写しの送付を求めること。

イ 受給者台帳の写しの送付を受けたときは、当該受給者台帳の写しに基づき新たに受給者台帳を作成し、備考欄に旧住所地を所管する実施機関から移管された旨を記入すること。

- (3) 他の都道府県への転出等同一の手当支給の実施機関の区域を超えた住所変更（前号の場合を除く。）に伴う記載事項変更届の提出を受けたときは、次によること。

ア 転入に伴う記載事項変更届の提出を受けたとき。

（ア）旧住所地を所管する実施機関に対し、受給者台帳の送付を求めること。

（イ）受給者台帳の写しの送付を受けたときは、当該受給者台帳の写しに基づき、新たに受給者台帳を作成し、備考欄に旧住所地を所管する実施機関から移管された旨を記入すること。

イ 転出に伴う記載事項変更届の提出を受けたとき。

（ア）受給者台帳の住所欄を訂正するとともに、受給資格喪失欄に所要事項を記入すること。

(イ) 受給者台帳を支給廃止簿に編入すること。

(受給資格喪失届等の処理)

第15条 受給者から特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当資格喪失届（様式第19号。以下「資格喪失届」という。）又は障害児福祉手当死亡届、特別障害者手当死亡届若しくは福祉手当死亡届（以下「死亡届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 〔略〕

(2) 特別障害者手当・障害児福祉手当・福祉手当資格喪失通知書（様式第20号。以下「資格喪失通知書」という。）を届出人等に交付すること。

2 〔略〕

(支払期月等)

第17条 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当は毎年2月、5月、8月及び11月の4期にそれぞれの前月までの分をまとめて支払うものとする。

2 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支払期日は、各支払期月の10日とする。

3 〔略〕

(手当の支払等)

第18条 障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当の支払は、次によるものとする。

(イ) 受給者台帳を支給廃止簿に編入すること。

(受給資格喪失届等の処理)

第15条 受給者から資格喪失届

又は障害児福祉手当死亡届、特別障害者手当死亡届若しくは福祉手当死亡届（以下「死亡届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) 〔略〕

(2) 資格喪失通知書

を届出人等に交付すること。

2 〔略〕

(支払期月等)

第17条 特別障害者手当等は毎年2月、5月、8月及び11月の4期にそれぞれの前月までの分をまとめて支払うものとする。

2 特別障害者手当等の支払期日は、各支払期月の10日とする。

3 〔略〕

(手当の支払等)

第18条 特別障害者手当等の支払は、次によるものとする。

[略]
様式第6号 削除
様式第7号 (第4条関係)
[略]
様式第8号 (第4条関係)
[略]
様式第9号 (第5条関係)
[略]
様式第10号 削除
様式第11号 (第5条関係)
[略]
様式第12号 (第7条関係)
[略]
様式第13号 (第8条関係)
[略]
様式第14号 (第10条関係)
[略]
様式第15号 (第10条関係)
[略]
様式第16号 (第11条関係)
[略]
様式第17号 (第12条関係)

[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]
[削る]

〔略〕	
<u>様式第18号（第13条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第19号（第15条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第20号（第15条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第21号（第18条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第22号（第18条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	
<u>様式第23号（第18条関係）</u>	〔削る〕
〔略〕	